

景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

< 予算関係法律案 >

景観法の施行に伴い、都市計画法、屋外広告物法その他の関係法律の整備等を行う。

1. 都市計画法及び建築基準法の一部改正

(1) 景観地区の創設に伴う規定の整備

- ・ 美観地区を廃止し、景観地区を追加。
- ・ 建築物の形態規制の合理化（斜線制限適用除外）。

(2) 景観重要建造物に関する制限の緩和

斜線制限の緩和



軒先を削ることが不要

建ぺい率制限の緩和

現状の外観を保存するため、条例を定めることによって、建築基準法上の制限の一部を緩和することが可能

2. 屋外広告物法の一部改正

～ 良好な景観の実現のための、広告物と広告業に関する措置の両面からの取組み～

(1) 景観行政を行う市町村による屋外広告物に関する条例（業規制を除く。）の策定

(2) 屋外広告物法の許可対象区域を全国に拡大

(3) 規制の実効性の確保

現行制度における
簡易除却対象

はり紙

はり札
立看板

< ベニヤ板、プラスチック板等に紙をはったもの等の要件に該当しているもの >

対象追加

簡易除却対象に次の物件を追加。

ベニヤ板、プラスチック板等に直接塗装又は印刷したはり札、立看板

広告旗



立看板の例



はり札の例



広告旗の例

(4) 屋外広告業の登録制の導入

3. 都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正

施行地区の全部又は一部が景観法に基づく景観計画区域に含まれる土地区画整理事業を貸付対象に加える。